

- ・論文テーマ：「私の政策提言」
- ・サブテーマ：「戦後の超克－『中庸の均衡』としての憲法改正を目指して」
- ・氏名：市野瀬弘和

【目次】

1. 序論
2. 本論
 - 第一章 講和論争
 - 第二章 再軍備論争
 - 第三章 「吉田ドクトリン」の帰結
3. 結論
4. 参考文献

1. 序論

今年、すなわち 2018 年は、戦後 73 年目にあたる。「戦後」という言葉は、1945 年以降から現在に至るまでの時代区分を示しているだけでなく、日本人の精神構造の転換点を表しているように思われる。そして、その決定的な原動力となったのが、1946 年に公布され、翌年に施行された日本国憲法であることは間違いないであろう。とりわけ、憲法第 9 条は日本が「平和国家」であるという^{イデオ}理念を国際社会に対して示す条項であり、戦前・戦中＝軍国主義との断絶を強調している。

また、戦後日本の国家構造を決定づけたのは、憲法第 9 条に加え、日米安全保障条約であったと考えられる。前者が戦後における軍備なき平和＝「理想主義」の価値体系であるならば、後者はそれにおける力による平和＝「現実主義」の価値体系であるといえる。戦後日本は、この二つの歯車が適度な均衡を保ちながら、「理想主義的現実主義国家」として国際社会を生き抜いてきたのである。平和に対する手段が異なる両者が、正面から衝突することなく、共存を保ってきたのは、1955 年にいわゆる「55 年体制」が成立したからである。55 年の衆議院選挙では、護憲派が護憲に必要な議席を獲得した¹。そのため、保守合同して間もない与党の自由民主党（自民党）は憲法改正を棚上げし、保守本流路線を選択せざるを得なかった。それは、「護憲と日米安保を共存させることで、一方で改憲再軍備を唱える自民党内『戦前派』を、他方で護憲日米安保反対を唱える野党を抑える必要から生まれた、きわめて巧妙な政策路線²」である。政治学者であるジェラルド・カーティスが「この『保守』政党（＝自由民主党—引用者註）は、三〇年間に及ぶ支配の間に、日本の卓越した中道政党に成長したのである³」と喝破していることは、自民党が憲法第 9 条と日米安全保障条約の間で均衡と調和を図ってきたことの証左といえる。

ところで、日本国憲法が公布されたのは 1946 年（施行は 1947 年）であり、日米安全保障条約が調印されたのは、1951 年（発効は 1952 年）である。すなわち、戦後日本の国家構造を支える二つの中心点は、55 年体制が成立する以前に、その枠組みを整えつつあったといえる。したがって、この時期における日本の政治史を概観することで、現在の日本が抱える憲法・安全保障に関する不毛なイデオロギー論争の源流を抽出できるのではないかとと思われる。

本稿では、敗戦から 1952 年に至るまでの日本の歴史、すなわち「占領期」における講和論争と再軍備論争について史実を追うことで、現在、憲法第 9 条をめぐる護憲派と改憲派との間で繰り広げられている不毛なイデオロギー論争の原因を抽出することを試みる。その上で、現在の日本人をいまだに束縛している「戦後」という空間・時間を乗り越えるために必要な「中庸の均衡」としての憲法改正について提示していくことを目的とする。

2. 本論

¹ 雨宮昭一 [2008]、92 頁。

² 福永文夫 [2008]、270—71 頁。

³ ジェラルド・カーティス（山岡清二訳）[1987]、58 頁。

第一章 講和論争

日本国内では、1950年から51年にかけて講和論争が燃え上がる。全面講和（ソ連・中国・東欧諸国を含む講和を指す）か片面講和（アメリカを中心とする自由主義陣営のみとの講和を指す）か、をめぐる論争は50年代最大の政治・外交問題であった⁴。

当時の首相であった吉田茂は、表面化しつつあった米ソ冷戦の「現実」を直視したうえで、片面講和を主張する。アメリカは、日本を反共体制の中に位置づけようとしており、対日講和問題は、このようなアメリカの冷戦戦略の一環として捉えられた。アメリカのその意図にそって「自由主義陣営」に加わることが冷戦の現実の中で日本の独立を図る近道であると考えた吉田は、中ソをのぞく連合国との「片面講和」を選択する⁵。というよりも、当時におけるアメリカの圧倒的な地位から見て、他に選択肢はなかったと考えるべきであろう⁶。

これに対して、社会党・共産党などの野党やいわゆる進歩的学者・文化人らは東西の平和的共存は可能であると指摘し、「全面講和」を主張した。第二次世界大戦で中国・朝鮮および東南アジア諸国に多大な犠牲を強いた日本人にとって、これらの国々を排除した講和は倫理的にも許されないという思いが「全面講和」論にはあったのである⁷。

以上のように、「片面講和」と「全面講和」をめぐると対立は、講和問題を「空間軸」の視座から捉えるか、「時間軸」の視座から捉えるか、という対立に還元されるように思われる。すなわち、吉田は冷戦構造に支えられた国際政治環境という「空間」を意識したうえで、片面講和を主張したのに対し、野党や進歩的知識人たちは、戦前・戦中の反省（「時間」）を踏まえたうえで、憲法第9条の価値体系に沿った全面講和を主張したのである。

第二章 再軍備論争

1950年における朝鮮戦争の勃発は、首相吉田茂に試練を課した。すなわち、米国の講和特使となった J.F. ダレスが強硬に日本の再軍備を要求するようになったのである。吉田は執拗に抵抗する。その理由は、第一に「自立経済を不能にする」こと、第二に、諸外国に日本の「再侵略に対する危惧」があること、第三に、国内的にも「軍閥再現」の危惧があることであった⁸。

吉田は、憲法第9条を盾とすることによって、ダレスの再軍備要求を拒絶する。すなわち、「ダレスの強硬な要求に押し切られないために、憲法第九条は強い手段となった⁹」といえよう。吉田は、講和問題の際に、米ソ冷戦の「現実」を前提としたうえで、「片面講和」を選択した。他方、再軍備問題の際には、憲法第9条の「理想主義」を盾とすることで、大規模な再軍備を回避しようとしたのである。加えて、吉田は再軍備問題を「時間軸」の

⁴ 中村正則 [2005]、57 頁。

⁵ 加藤節 [1997]、161 頁。

⁶ 北岡伸一 [2011]、121 頁。

⁷ 中村、前掲、57 頁。

⁸ 五百旗頭真 [2007]、427 頁。

⁹ 高坂正堯 [2006]、70 頁。

視座から考えていた。すなわち、再軍備問題を冷戦構造という「空間軸」ではなく、むしろ「軍閥再現」の危惧という戦前・戦中における記憶（「時間軸」）と結び付けることを意識していたのである。

再軍備問題は朝鮮戦争の勃発という国際政治環境の変化によって生じたものである。しかし、当時の日本国民の大半は、それを国際政治から切り離し、内政的な問題として捉えていた。国際政治学者である坂本義和は、「日本における国際冷戦と国内冷戦」と題する論文の中で次のように語っている。「再軍備問題は、必ずしも朝鮮戦争や国際冷戦との関連でとり上げられているのではなく、しばしば実はそれ以上に、軍国主義体制復活への警戒と抵抗という、日本の内政問題として取り組まれているのであり、その意味で問題は朝鮮戦争や国際冷戦とは切り離されて、優れて内政的な問題に読み替えられることになったのである¹⁰」。すなわち、再軍備問題は、軍国主義体制復活という「時間軸」と結び付けられて考えられたのである。吉田は、このような国民感情を十分に理解していた。したがって、吉田は、戦前・戦中の記憶という「時間軸」を意識したうえで、アメリカからの再軍備要求に対して、執拗に抵抗を続けたのである。そして、その「戦前・戦中の記憶」を象徴していたのが憲法第 9 条であった。興味深いことに、吉田は社会党の党员たちに対して、再軍備反対の運動を起こすよう依頼している。すなわち、吉田は再軍備反対を主張する社会党を対米カードとして利用しようとしたのである¹¹。

第三章 「吉田ドクトリン」の帰結

吉田茂は、片面講和を選択し、アメリカの冷戦戦略にコミットメントすることを決意する。それは、サンフランシスコ講和条約とセットで結ばれた日米安全保障条約の調印に帰結する。一方、吉田は、アメリカからの再軍備要求に対して、憲法第 9 条の理想主義を盾とすることによって、軽武装路線を貫いた。こうして、アメリカからの度重なる再軍備要求をかわして軍事費負担を軽減し、代わりに米軍駐留を認めてソ連への防波堤とし、安保政策の根幹をアメリカに委ねるといふ、いわゆる「吉田ドクトリン」の原型が築かれたのである¹²。

吉田ドクトリンとは、日米安全保障条約＝現実主義と、憲法第 9 条＝理想主義の間で、均衡と調和を図ったものであり、前者は冷戦構造という「空間軸」の視座と、後者は戦前・戦中の記憶という「時間軸」の視座と強く結びついたものである。したがって、吉田ドクトリンは、戦後日本外交における「空間」と「時間」の均衡点を模索したものであったというべきであろう。以上のように、戦後日本外交は、絶対的現実主義と絶対的理想主義の極論を排すことによって、「中庸」の道を歩んできた。それこそが、戦後日本における国家構造の本質であったといえよう。

3. 結論

¹⁰ 坂本義和 [1990]、123 頁。

¹¹ 福永文夫 [2014]、310 頁。

¹² 日本再建イニシアティブ [2015]、46 頁。

2018年3月下旬。自民党は自衛隊の根拠規定の明記など四項目の憲法改正案をまとめた。憲法論議が新たな局面を迎えたといえよう¹³。しかし、相変わらず、改憲派と護憲派の間には硬直したイデオロギー対立の溝が生じている。その要因は、どこにあるのであろうか。それは、おそらく改憲派が憲法第9条を「空間軸」の文脈で捉えているのに対し、護憲派がそれを「時間軸」の文脈で捉えているからであろう。すなわち、前者は憲法前文が掲げている国際協調主義の精神を憲法9条と結び付け、それを「世界の中の日本」というパースペクティブで捉えているのに対し、後者は、憲法第9条を過去の戦争体験（アジア・太平洋戦争）と結び付けて考え、それを戦後日本における「平和の象徴」と位置付けている。前者の思想的系譜は、国際政治環境を前提としたうえで、「片面講和」を選択した吉田の選択を起点としており、後者のそれは、アメリカからの再軍備要求に対して、憲法9条を戦前・戦中の記憶と結び付けた吉田の考えを起点としているといえよう。したがって、改憲派と護憲派の対立は「吉田ドクトリン」に収斂されている、と思われる。すなわち、吉田ドクトリンは、改憲派と護憲派の対立を内在しているといえよう。

戦後日本における「強兵」なき「富国」路線（三谷太一郎¹⁴）とは、日米安全保障条約と憲法第9条の「ねじれ」を前提とした「吉田ドクトリン」を基盤としていた。しかし、現在、日本を取り巻く安全保障環境は大きく変動しており、「吉田ドクトリン」の論理で戦後を支えることに限界が来ているように思われる。したがって、我われ日本人は、日米安全保障条約に依存する比率を減少しつつ、憲法第9条の強化を図っていく必要がある。そこに現在の「戦後を超克」する鍵が隠されているのである。それこそ、「中庸の均衡」としての憲法改正である。それは、戦後日本外交が歩んできた「中庸」路線の道のりを意識したうえで憲法改正を行っていくことを意味する。憲法第9条前段（第一項）は、「理想主義的」な条文であるが、それは日本が「平和国家」であるというイメージを作り出すことに寄与しており、見逃せないであろう。したがって、日本が「平和国家」であるという理念を国際社会に対して示す第一項は、そのまま残すべきであろう。しかし憲法第9条後段（第二項）は、国際社会において日本が独立国家として生き抜いていくには、非現実的な条文である。政治学者である北岡伸一の言葉を借りるならば、「平和主義というよりも、非軍事主義と呼ぶほうがふさわしい¹⁵」。したがって、これを削除するか、あるいは自衛権を規定した条文を追加すべきであろう。すなわち、「現実主義的」な条文を憲法第9条に導入するのである。

戦後日本外交は、現実主義と理想主義の間にある「中庸」の道のりを歩んできた。したがって、憲法を改正する際には、現実主義（空間）と理想主義（時間）の間で均衡点を探り、妥協を図っていくことが重要であろう。今こそ、日本人自らの手によって、「中庸の均衡」としての憲法改正を行っていこう。

¹³ 『中央公論』（2018年6月号）、166頁。

¹⁴ 三谷太一郎 [2017]、254頁。

¹⁵ 北岡伸一 [2000]、263頁。

4. 参考文献（引用順）

- ①雨宮昭一 [2008]、『占領と改革 シリーズ日本近現代史⑦』岩波新書。
- ②福永文夫 [2008]、『大平正芳』中公新書。
- ③ジェラルド・カーティス（山岡清二訳）[1987]、『「日本型政治」の本質—自民党支配の民主主義—』TBSブリタニカ。
- ④中村正則 [2005]、『戦後史』岩波新書。
- ⑤加藤節 [1997]、『南原繁—近代日本と知識人—』岩波新書。
- ⑥北岡伸一 [2011]、『日本政治史—外交と権力—』有斐閣。
- ⑦五百旗頭真 [2007]、『占領期—首相たちの新日本—』講談社学術文庫。
- ⑧高坂正堯 [2006]、『宰相 吉田茂』中公クラシックス。
- ⑨坂本義和 [1990]、『日本における国際冷戦と国内冷戦』『地球時代の国際政治』岩波書店。
- ⑩福永文夫 [2014]、『日本占領史 1945—1952』中公新書。
- ⑪日本再建イニシアティブ [2015]、『「戦後保守」は終わったのか—自民党政治の危機—』角川新書、46 頁。
- ⑫『中央公論』（2018 年 6 月号）。
- ⑬三谷太郎 [2017]、『日本の近代とは何であったか—問題史的考察—』岩波新書。
- ⑭北岡伸一 [2000]、『「普通の国」へ』中央公論社。

※本稿は、『中央公論』（2018 年 6 月号）284 頁に掲載された筆者の読者投稿「憲法論議に今、不足しているもの」から着想を得ている。